

近畿地方建設局 阪神高速道路公団
記者発表

発表日	平成10年7月27日
発表時	14時00分

件名	大阪西淀川有害物質排出規制等請求事件（第一次及び第二次～四次一括）の和解成立について
----	--

取り扱い	テレビ・ラジオ：平成10年7月29日和解成立後弁護団の正式発表をもって解禁 新聞：平成10年7月30日朝刊以降解禁
------	--

発表場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 大阪司法記者クラブ
------	------------------------------------

問い合わせ先	
建設省近畿地方建設局道路部路政課	
課長 甲川 壽浩 (内線 4151)	
電話：06-942-1141 (代表)	
電話：06-942-0478 (夜間直通)	
建設省近畿地方建設局道路部計画調整課	
課長 幡鎌 俊昭 (内線 4311)	
電話：06-942-1141 (代表)	
電話：06-947-7440 (夜間直通)	
阪神高速道路公団総務部総務課	
調査役 森田 和志 (内線 3111)	
阪神高速道路公団交通環境室	
環境企画課長 安東 宏至 (内線 4810)	
環境技術課長 富田 穰 (内線 4820)	
電話：06-252-8121 (代表)	
電話：06-252-2106 (夜間直通)	

平成10年7月29日

近畿地方建設局

建設省近畿地方建設局長（竹村 公太郎）談話

本日、大阪高等裁判所において、西淀川第一次訴訟及び同第二～四次訴訟全体を一括して和解が成立しました。

昭和53年の第一次訴訟提訴以来20年の長きにわたった本件訴訟が、円満に解決される運びとなったことは、関係各位のご尽力の賜であると存じます。

建設省としては、本地域の国道2号、同43号が、阪神間を結ぶ重要な道路としての機能を果たしつつ、本和解の趣旨を踏まえ、引き続きより良い沿道環境が実現することを目指し、阪神高速道路公団共々関係行政機関との連携を図りながら、誠意をもって一層努力してまいり所存であります。

平成10年7月29日

阪神高速道路公団

阪神高速道路公団総務担当理事談話

(総務担当理事 有川 正治)

本日、大阪高等裁判所において、西淀川第1次訴訟及び同第2～4次訴訟全体を一括して和解が成立しました。

裁判所より和解についての指導を受けて、裁判所、当事者間で話し合ってきましたが、このたび円満に解決することとなりました。

今後とも、公団としては、引き続き関係機関の協力も得ながら環境対策に努める所存です。

和解条項（案）

- 1 国・阪神高速道路公団は、西淀川区における沿道環境を改善し、良好な生活環境を形成するため、沿道住民の協力を得たうえで、以下の施策の実施につとめることとする。
 - (1) 沿道環境の改善
 - ① 本件対象道路（国道2号、同43号、大阪府道高速大阪池田線、同大阪西宮線）の交通負荷の軽減を図るため、交差点改良、案内標識の設置等、道路管理者としてとり得る施策の実施につとめるとともに、交通需給の動向を踏まえ、国道43号西淀川区佃地区の車線削減を行うこと。さらに、公共交通機関の利便性の向上を図るため、バス停留所の休憩施設を整備するほか、自転車道の整備につとめること。
 - ② 植樹帯の設置、低騒音舗装の敷設等につとめること。
 - ③ 橋脚の美装化等の景観整備につとめること。
 - ④ 必要な調査を実施の上、関係機関と協力して、沿道法を活用した街づくりの支援につとめること。
 - ⑤ その他の総合的な環境対策については、関係機関との連絡調整会議等の場で、関係機関と連携して、誠実に取り組んでいくこと。
 - (2) 新しい施策への取り組み
 - ① 本件対象道路において、光触媒をモデル的にガードレール、遮音壁等に塗布し、窒素酸化物等の大気汚染物質の分解及び景観整備に関する効果等を把握すること。
 - ② 関係機関と協力し、浮遊粒子状物質を含む本件対象道路沿道においての大気汚染等の状況把握につとめること。
（微細粒子状物質（いわゆるPM2.5）については、適切な測定方法を検討し、測定データの解析手法等を見極めたうえで、本件対象道路沿道において、その状況把握に着手することとする。）
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、今後とも積極的に必要な環境対策の推進につとめることとする。
- 2 第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らと国・阪神高速道路公団は、別紙のとおり、「西淀川地区沿道環境に関する連絡会」を設置することに合意する。
- 3 第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らは、その余の請求を放棄する。
- 4 第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らと国・阪神高速道路公団は、本件訴訟に係る請求に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

西淀川地区道路沿道環境に関する連絡会設置要綱（案）

一. 連絡会の設置

西淀川地区道路沿道環境に関する連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

二. 連絡会の目的

連絡会は、西淀川1次及び2～4次訴訟の原告団と関係行政機関との間で意見交換を行うことにより、当該訴訟対象道路（以下、「対象道路」という。）における環境施策の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

三. 連絡会の構成

連絡会は、次の関係委員をもって構成する。

建設省近畿地方建設局

阪神高速道路公団

原告団

四. 会議

連絡会は、原告団に係る以下の事項について意見交換を行う。

①対象道路の環境等に関すること。

②対象道路の道路構造対策に関すること。

③その他必要な事項に関すること（但し、連絡会を構成する道路管理者の所掌事項に限る）。

五. 座長

連絡会の座長は、建設省近畿地方建設局代表委員とする。

六. 運営

連絡会は、年1回開催する。

臨時の連絡会は、関係委員の意見にも配慮し、必要に応じて座長が招集する。

七. 事務局

連絡会の事務局は、建設省近畿地方建設局に置くものとする。

西淀川第一次及び同第二～四次訴訟について

1 西淀川第一次及び同第二～四次訴訟の概要について

西淀川第一次訴訟は、昭和53年4月、大阪市西淀川区における公害健康被害補償法に基づく認定患者らが、関西電力などの企業10社とともに、国道2号、同43号を設置管理している国と、大阪府道高速大阪池田線、同大阪西宮線を設置管理している阪神高速道路公団に対し、大気汚染物質の排出差止めと損害賠償を求めた事案であり、すでに、企業10社とは平成7年3月2日に和解が成立している。なお、第一審判決は平成3年3月29日に言い渡されている。

また、西淀川第二～四次訴訟は、昭和59年7月、同60年5月、平成4年4月にそれぞれ提訴され、第一次訴訟同様、企業10社とは平成7年3月2日に和解が成立している。なお、第一審判決は平成7年7月5日に言い渡されている。

2 経緯について

【第一次訴訟】

- ・ S53. 4. 20 提訴（大阪地裁、原告112名）
- ・ H 3. 3. 29 第一審判決（差止：却下、賠償：棄却（国・公団）
・ 一部認容（企業））
- ・ H 3. 4. 1 企業控訴（大阪高裁）
- ・ H 3. 4. 11 原告控訴（大阪高裁）
- ・ H 7. 3. 2 企業和解
- ・ H10. 7. 29 和解期日（和解成立、第二～四次訴訟も併合して一括和解）

【第二～四次訴訟】

- ・ S59. 7. 7 第二次訴訟提訴（大阪地裁、原告471名）
- ・ S60. 5. 15 第三次訴訟提訴（大阪地裁、原告143名）
- ・ H 4. 4. 30 第四次訴訟提訴（大阪地裁、原告1名）
- ・ H 4. 6. 15 第四次訴訟は、第二～三次訴訟と併合
- ・ H 7. 3. 2 企業和解
- ・ H 7. 7. 5 第一審判決（差止：棄却、賠償：原告患者18名につき一部認容）
- ・ H 7. 8. 2 国、公団控訴（大阪高裁）

西淀川訴訟1審判決の概要

事件名	裁判所	原告数(注1)	提訴 年月日	請求内容	被告	判決	
						年月日等	内容
西淀川訴訟 (大阪西淀川有害 物質排出規制等 請求事件) 1次、2次～4次	大阪地裁	提訴時 1次 112名 判決時 1次 117名	S53.4.20 大阪高裁 企業控訴H.3.4.1 原告控訴H.3.4.11 控訴人 119名	排ガス差止め(注2) 損害賠償 1次 約38億円 2次 約90億円 3次 約16億円 4次 約3千万円	国 阪神公団 (企業10社は1次 ～4次について H7.3.2に約40億 円にて和解済)	H3.3.29 差止:却下 賠償:棄却(国) :一部認容(企)	・差し止め請求は却下。国・公団に対する損害賠償は棄却。 ・企業の硫黄酸化物が健康に影響を及ぼすとして63名、 約3億5千万円を認容。
	大阪地裁	提訴時 2次 471名 3次 143名 4次 1名 計 615名 判決時 2次 366名 3次 129名 4次 1名 計 496名	S59.7.7 S60.5.15 H4.4.30 大阪高裁 国・公団控訴 H7.8.2 被控訴人 21名 (国16・公団5) うち患者数 18名 (国13, 公団5)			H7.7.5 差止:一部棄却 賠償:一部認容	・差し止めは道路端から150m以内は棄却、その他は却下。 ・損害賠償は昭和46～52年における道路端50m以内の原告 についてNO2とSO2が相加して健康影響を及ぼすとして 18名、約6千5百万円を認容。

(注1) 原告数の提訴時、判決時の増減は原告死亡に伴う相続承継及び取下げによるものである。

(注2) 排ガス差止めに関して、国・公団及び企業に対し、各々以下の数値にするように原告は請求している。

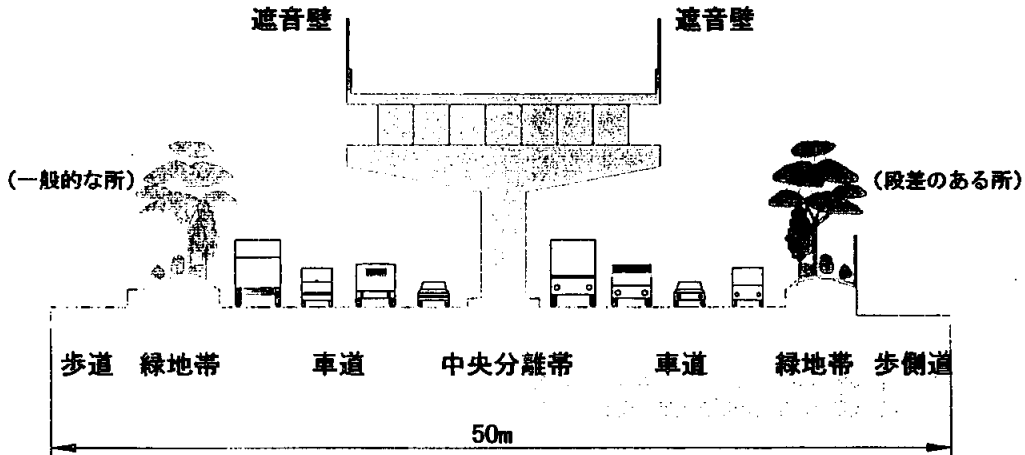
国・公団 :NO2 0.02ppm以下

:SPM 0.10mg/m³以下

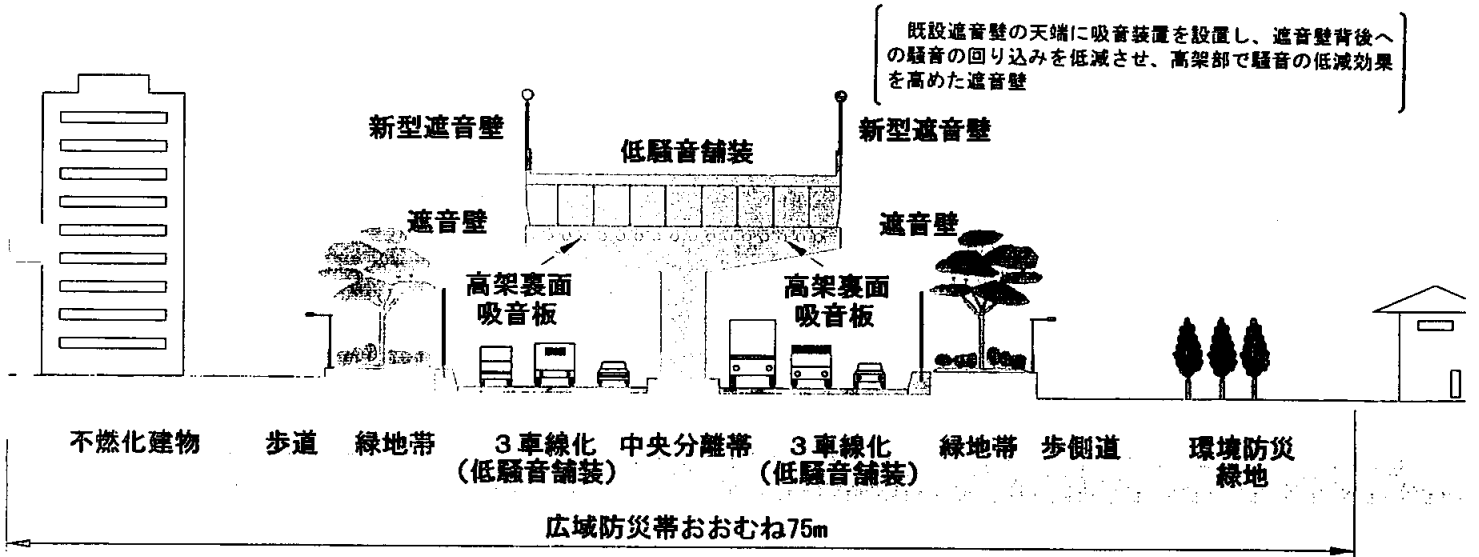
企業 :SO2 0.04ppm以下

以上の数値は1時間値の1日平均値(NO2は旧環境基準値)である。

(現況)



(道路構造対策後)



道路構造対策のイメージ図

平成10年4月16日(木)から、 兵庫県内の国道43号で 夜間(22時~翌6時)通行帯規制が 実施されます。

ドライバーのみなさんは、指定された通行帯にしたがって通行してください。

二輪専用通行帯

二輪以外の車両は、いちばん左の通行帯を
通行してはいけません。

- ※二輪とは
- ・二輪の自動車
 - ・原動機付自転車

大型貨物自動車等の 通行帯の指定

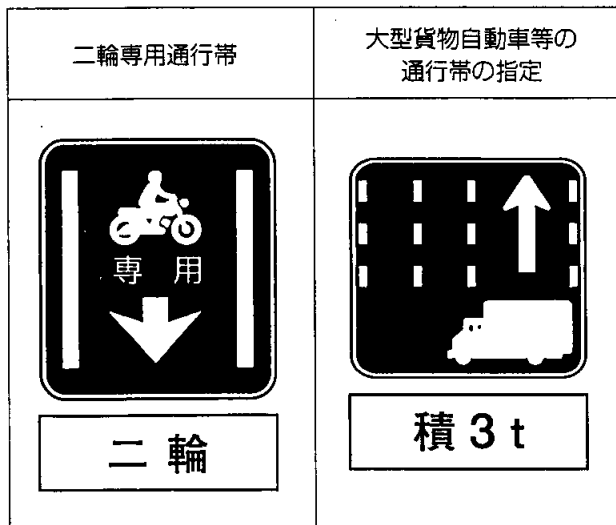
大型貨物自動車等は、いちばん右の
通行帯を通行しなくてはなりません。

- ※大型貨物自動車等とは
- ・大型貨物自動車
 - ・大型特殊自動車
 - ・最大積載量3t以上の
普通貨物自動車

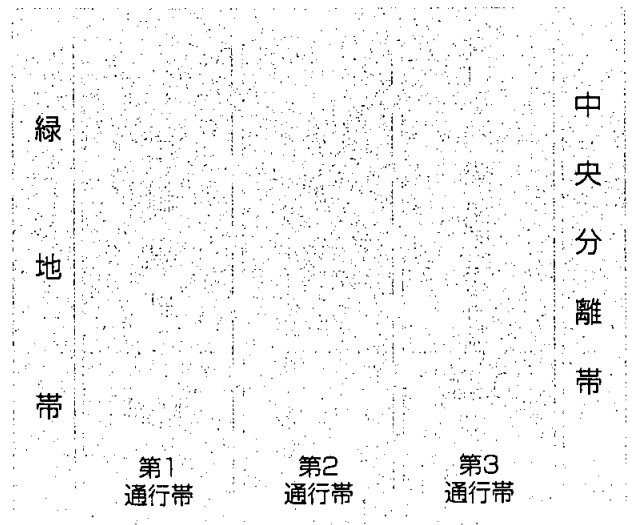
次の場合は除外されます。

- 道路外に出るため道路の左側端に寄るとき。
- 緊急自動車に対し一時進路を譲るとき。
- 進路変更の禁止に従って通行するとき。
- 道路の状況、その他の事情によりやむを得ないとき。

規制標識



規制標示



国道43号・阪神高速神戸線の環境対策について

本日は、「第3回国道43号・阪神高速神戸線環境対策連絡会議」を開催し、環境対策の取り組み状況、環境調査の結果、今後の取り組み方針について討議をおこないました。

当連絡会議におきましては、平成7年11月15日の「国道43号及び阪神高速神戸線に係る環境対策の検討について（中間とりまとめ）」発表以降、各施策分野毎に検討を重ね、実施可能なものから順次取り組んできたところです。

この間、阪神淡路大震災で被災した阪神高速道路神戸線が平成8年9月30日に無事全線開通し、阪神圏の復興に大きく貢献しております。また、本年3月4日には、「国道43号二次訴訟及び調停事件」の和解が成立するなど、当該道路を取り巻く状況は大きく変わってきております。

私ども道路管理者といたしましても、国道43号の3車線化、遮音壁の設置、低騒音舗装の敷設、高架裏面吸音板の設置等の道路構造対策や環境防災緑地の整備を積極的に進めてきたところであり、皆様のご理解ご協力のもと、本年4月には基本的な道路構造対策の概ねの完成をみることができ、環境対策の観点からも大きな節目の時期を迎えていると考えております。

環境調査結果によると、遮音壁が設置された背後部においては、全ての地点で $L_{eq}(24h)65dB$ を下回っており、そのうち、遮音壁が連続設置された16地点のうち4地点では $60dB$ 以下であるとともに、対策前との比較では最大 $14dB$ 下回るなどかなりの騒音低減効果がみられております。

また、本年4月からは、国道43号において公安委員会による夜間通行帯規制も実施されております。

今後は、より良い沿道環境を実現するため、環境防災緑地の整備を進めるとともに、関係機関が協力して幹線道路にふさわしい土地利用転換や、更なる交通流対策といった総合的な対策の推進を図ることが重要であると考えております。

近畿地方建設局長
竹村公太郎

国道43号・阪神高速神戸線の環境対策について

国道43号及び阪神高速神戸線の環境対策については、これまで環境対策連絡会議で鋭意検討を行い、国道43号の3車線化や遮音壁の設置等の道路構造対策や大型車等の夜間通行帯規制を実施しました。これにより、騒音の低減について、相当な成果が得られましたことを評価するとともに、沿線の住民の皆様をはじめ、環境対策にご理解とご尽力をいただいた関係者の皆様に対し感謝の意を表します。

兵庫県としましては、引き続き建設省、阪神公団、地元市等の関係機関との連携のもとに、現在までの対策に加え、さらなる交通流対策や沿道整備といった総合的な環境対策に取り組み、よりよい沿道環境の実現に努力する決意です。

兵庫県知事

貝原俊民